

## 【専門課程Ⅱの受講対象者について】

介護支援専門員証をはじめて更新する方、または前回『更新研修Ⅱ・再研修』を修了して更新された方 ※既に一度更新されている方は裏面をご覧ください。

まず、ご自身がどれに該当するか、必ず確認してください。

### ◆現在介護支援専門員としての実務に従事している方

- ・ 従事期間が通算で3年に満たず、介護支援専門員証の有効期間も2021年1月以降である。  
→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。
- ・ 従事期間が通算で3年に満たないが、介護支援専門員証の有効期間が2020年12月末まで。  
→ 「更新研修Ⅰ」の受講対象者となります。
- ・ 従事期間が通算で3年以上ある。  
→ 「現任研修」の受講対象者となります。

従事期間は現在所持されている介護支援専門員証の交付年月日から研修初日までで換算してください

### ◆現在は介護支援専門員としての実務に従事していないが、過去に従事経験のある方

- ・ 介護支援専門員証の有効期間が2021年1月以降である。  
→ 今年度は本研修を受講することはできません。次年度以降に受講してください。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が2020年12月末までで、過去の従事経験が1ヶ月未満である。  
→ 本研修を受講することはできません。今年度、「更新研修Ⅱ」を受講してください。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が2020年12月末までで、過去の従事経験が1ヶ月以上である。  
→ 今年度「更新研修Ⅰ」の受講対象者です。

**※専門課程Ⅱを受講するには、専門課程Ⅰの受講が修了している必要があります。**

### 【介護支援専門員の実務経験とは】

以下の①から⑧の事業所において、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成にかかる業務に従事している（いた）ことを指します。

なお、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみで、介護サービス計画書の作成を行っていなかった場合は実務と認められません。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護にかかる居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス事業所にかかる地域密着型サービス事業所
- ④ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護にかかる介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所
- ⑧ 地域包括支援センター

## 【専門課程Ⅱの受講対象者について】

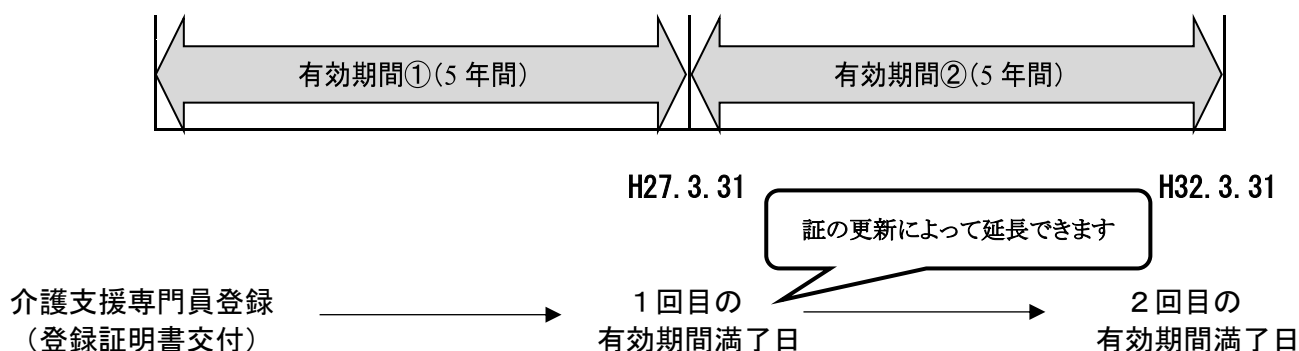
既に一度、介護支援専門員証の有効期間を更新し、次回の更新が2回目以降の更新となる方

初回の更新の際は、【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了することが更新要件となりますが、2回目以降の更新の際は、【専門課程Ⅱ】のみを修了することで更新要件を満たします。ただし、前回の更新以降に実務経験※がない場合は、【更新研修Ⅱ】を受講する必要があります。また、【更新研修Ⅱ】を修了後、介護支援専門員証の更新をし、証の有効期間中に実務経験※がある方は、次の証の更新までに【専門課程Ⅰ】と【専門課程Ⅱ】の両方を修了する必要があります。

※実務経験の有無は、1か月以上の実務経験の有無によって判断します。

### 2回目以降の有効期間更新時に必要な研修

【例】平成27年3月31日に1回目の有効期間満了を迎えた方の場合



有効期間①の間に修了した研修	有効期間②の間の実務経験	有効期間②の間に受講する研修
◆専門課程Ⅰ ◆専門課程Ⅱ	あり	専門課程Ⅱ
	なし	更新研修Ⅱ
◆更新研修Ⅱ	あり	専門課程Ⅰ・専門課程Ⅱ
	なし	更新研修Ⅱ

### 研修受講可能時期

#### 【 現任の方 】

現任の方は、

現任研修 専門課程Ⅰ → 有効期間②内の実務経験6ヶ月以上

現任研修 専門課程Ⅱ → 有効期間②内の実務経験3年以上で、受講できます。

※有効期限が近い方を優先します。

※現任であっても、現任研修の受講要件に該当しない方は、【更新研修Ⅰ】の対象となります。

※【更新研修Ⅰ】は有効期間満了日の概ね1年前から受講できます。

#### 【 現任でない方 】

現任でない方の研修(【更新研修Ⅰ】【更新研修Ⅱ】)は、有効期間満了の概ね1年前から受講できます。